



# やすひさの瓦版 (第96号)

2013年5月17日

自由民主党愛媛県第一選挙区支部長  
衆議院議員 塩崎 恭久  
〒790-0003 松山市三番町4-7-19  
TEL089(941)4843 FAX089(941)4894

Home-page <http://www.y-shiozaki.or.jp>

E-mail [shiozaki@y-shiozaki.or.jp](mailto:shiozaki@y-shiozaki.or.jp)

## 参院選を勝ち抜き、日本を取り戻す

かつて「ジャパン・アズ・ナンバーワン」とまで言われ、世界に圧倒的な強さを誇っていたわが国経済は、1991年のバブル崩壊以来停滞が続き、先進諸国の中で唯一長期低迷とデフレに呻吟し、「失われた20年」に苦しむ国、とまで評されるようになってしまいました。

しかし、昨年9月以降、安倍自民党総裁が再登板し、金融政策の大転換をはじめ経済再生を最優先課題に掲げる中で株価は上昇し、円高も解消され始めてきました。総選挙勝利後の第二次安倍内閣発足以降、金融政策の「第一の矢」、財政政策の「第二の矢」との矢継ぎ早の政策断行により、国民も世界の投資家も、日本経済の将来への期待をすっかり変え、世界の当局者、市場関係者も熱い眼差しを日本経済に向けつつあります。

しかし、長期経済低迷、デフレからの本格脱却は容易ではありません。これこそ、「第三の矢」の成長戦略が極めて重要、と言われる所以です。安倍総理は年頭の所信表明演説で、「これまでの延長線上にある対応では、デフレや円高から抜け出すことはできません。だからこそ、私は、これまでとは次元の違う大胆な政策パッケージを提示します」「財政出動

をいつまでも続けるわけにはいきません。民間の投資と消費が持続的に拡大する成長戦略を策定し、実行してまいります」と宣言しました。

これは、今こそ次元の違う政策対応を断行するのだという覚悟を示したのと同時に、主役は「民」であって、民間企業等の知恵と情熱を尊重し、「官」は助っ人役や行司役に徹し、民間主導で自律的に回っていく経済を改めて作り直すことこそ、アベノミクスの真髓であることを、世に示したことになります。

アベノミクスの成功が持続的なものとして、本格的な日本再生がもたらされるためにも、来るべき参院選には必ず勝利しなければなりません。そして日本を完全に取り戻さなければなりません。

次の参院選は、そういう意味で、安倍総理による日本再生が完成できるか、それとも国会の「ねじれ」が継続し、本格的な改革を断念しなければならなくなるか、天下分け目の選挙となります。来る参院選に向けて、これまでも格別なご支援を頂戴している皆様の、更なるご指導、ご鞭撻のほどを、何卒よろしくお願い申し上げます。



自民党日本経済再生本部を開催し、ベンチャー推進について徹底論議。(3/26・東京)



私が会長を務める金融調査会にて、金融商品取引法改正法案の審議。(3/28・東京)

## 「やすひさ」が行く、見る、聞く



松山港国際物流をターミナル視察する (2/23・松山)



友人主催のお好み焼きパーティーに参加! (3/24・松山)



TPP協定交渉参加を検討する際の問題点やルールづくりを議論 (3/12・東京)



お城下スプリングフェスタ2013 (3/24・松山)



古屋拉致問題相と横田滋氏の写真展を見学 (3/31・松山)



がん登録法制化作業チームを開催し、大詰めの議論を行う (4/2・東京)



## モンゴル



## 訪問

エルベグドルジ大統領に安倍総理の親書を手渡し、「第三の隣国」の一つである日本とモンゴルとの戦略的パートナーシップの深化、重層化などについて、大いに議論 (3/3・モンゴル)



瀬戸内海の再生のあり方などを地元漁協関係者の皆さんと環境省を交え議論 (3/14・東京)

## ～あなたの声を政策に～ 参加者大募集!

ご近所やサークル、職場、ご友人など、お仲間の輪の中に塩崎やすひさが参ります。ぜひ皆さんの暮らしの「生の声」をお聞かせください。  
連絡先：塩崎恭久事務所  
089-941-4843 (望月・岡)



## 「ネット選挙でできること、できないこと」?

**Q** 今年の夏の参議院選挙から、インターネットを利用した選挙運動が解禁されるとのことですが、一般有権者の選挙運動について、できることとできないことを教えてください。

**A** 4月改正公職選挙法が成立し、インターネットを利用した選挙運動が認められるようになりました。有権者の皆さんも、これまで口頭の呼びかけ等でしか認められていなかった選挙運動が、ホームページやブログ、フェイスブック等で投票の呼びかけをすることができるようになりました。しかし、これまで通り、電子メールによる選挙運動は、一般の有権者には認められておらず、また、投票依頼が掲載されたホームページ等を紙に印刷して配ることも、法律で定められた以外のビラの配布に当たるとして禁じられています。未成年者の選挙運動や、選挙期間以外の「事前運動」についても、これまで通り禁止されることとなります。